

大田市告示第156号

大田市水田園芸拠点づくり事業補助金交付要綱（令和元年大田市告示第62号）の一部を次のように改正する。

令和4年8月30日

大田市長 楫野弘和

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

事業種目	事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率
1 ハウス等整備費支援（国事業活用）	園芸用ハウス等の整備を支援する。 (1) 国庫補助事業の対象外経費 (2) ハウス内環境のモニタリング装置	国庫補助事業の実施主体	事業実施主体からのリース物件借受人1人につき、ハウス附帯設備整備費の1/3以内
2 ハウス等整備費支援（県事業活用）	園芸用ハウス等の整備を支援する。 (1) 園芸用ハウス本体とその付帯設備の整備に要した経費	認定新規就農者、認定農業者等	ハウス等整備に係る総事業費の1/3以内

附 則

この告示は、令和4年8月30日から施行する。